

審 査 メ モ

I 計画の変更

1 調査事項の変更等

(1) 海面漁業調査 漁業経営体調査票 I (個人経営体用)

「I 世帯について」-「2 世帯としての専業・兼業」

《選択肢の表現変更》

選択肢のうち、「漁業専業」及び「漁業が主」を「自家漁業専業」及び「自家漁業が主」に変更する。

【改正案】				【2008年調査】			
自家漁業には、共同経営や雇われは含みません。	自家漁業専業	兼業 自家漁業が主		漁業専業	兼業 漁業が主		
		他が主	他が主		他が主	他が主	
	711	①	②	③	711	1	2

[新旧対照表：I-2ページ]

【同様の変更】
内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 I (個人経営体用)
[新旧対照表：V-2ページ]

(審査結果)

本調査事項は、自家漁業を専業としているか兼業としているかを把握するためのものであるが、「漁業専業」や「漁業が主」という表現では、自家（自営単独であり、さらには共同経営や雇われは含まれない。）であることが報告者には分かりにくいとの都道府県等からの意見を踏まえ変更するものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

「I 世帯について」-「4 漁業を行った人」

《設問の内容を変更》

満 15 歳以上の世帯員のうち、過去 1 年間に漁業を行った人について、名前等（経営主（本人）との続柄や ABC 等の記号でもかまいません。） の記入から続柄の記入に変更する。

【改正案】														【2008年調査】																					
経営主との続柄	平成25年11月1日現在の満年齢													男女の別		名 前 (経営主(本人)との続柄やABC等の記号でもかまいません。)	平成20年11月1日現在の満年齢													男女の別					
	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳以上	男	女		15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳以上	男	女				
	19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳	75歳以上				19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳	75歳以上						
続柄番号を記入	い ず れ か に ○ 印												い ず れ か に ○ 印	①	②	①	②	③	い ず れ か に ○ 印												い ず れ か に ○ 印	①	②		
731	0	1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	731	経営主	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2

[新旧対照表：I-4ページ]

【同様の変更】

内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 I（個人経営体用）

[新旧対照表：V-4 ページ]

（審査結果）

本調査事項は、満 15 歳以上の世帯員のうち、過去 1 年間に漁業を行った人について把握するものであるが、近年のプライバシー意識の高まり等から、名前欄の未記入が多くなってきており、前回（2008 年）調査において名前に関し、経営主（本人）との続柄や ABC 等の記号の記入でも構わない形に変更している。

しかし、都道府県等における調査票の内容検査において、世帯員の記入内容について照会する際に、名前欄に ABC 等のような記載であったため、該当者が不明確であることから、記入内容を照会する際に苦慮したとの意見が寄せられたことを踏まえ、続柄に統一するよう変更するものである。

これについては、報告者の的確な記入とともに、都道府県等における調査事務の効率化を図るものであり、適当であると考えます。

「Ⅲ 漁船」 - 「1 過去 1 年間に漁業に使用した漁船」

《選択肢の変更》

選択肢に「漁船非使用」を新たに追加する。

【改正案】					【2008 年調査】			
	漁船非使用	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	動力漁船	船外機付漁船	無動力漁船	
301	①	①	①	①	301	1	2	3

[新旧対照表：I-7 ページ]

【同様の変更】

・海面漁業調査 漁業経営体調査 II（団体経営体用）

[新旧対照表：II-10 ページ]

・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 I（個人経営体用）

[新旧対照表：V-10 ページ]

・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査 II（団体経営体用）

[新旧対照表：VI-6 ページ]

（審査結果）

本調査事項は、過去 1 年間に漁業において使用した漁船について把握するものであるが、都道府県等から、調査票の内容検査において、未記入の場合、漁船を使用していないのか、あるいは、報告者の記入漏れなのかの判断に苦慮したとの意見が寄せられたことを踏まえ、「漁船非使用」の選択肢を追加するものである。

これについては、報告者のより正確な記入を図り、かつ、都道府県等における調査票の検査事務における負担軽減に寄与するものであることから、適当であると考えます。

「Ⅲ 漁船」－「2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数」

《設問の説明文の変更》

設問の説明文について、「（借りている漁船も含めます。）」を「（借りている漁船を含み、貸している漁船を含みません。）」に変更する。

【改正案】	【2008年調査】
2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数 漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。 <u>（借りている漁船を含み、貸している漁船を含みません。）</u>	2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数 使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数を記入してください。 <u>（借りている漁船も含めます。）</u>

[新旧対照表：I-8ページ]

【同様の変更】

・海面漁業調査 漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）

[新旧対照表：Ⅱ-11ページ]

（審査結果）

本調査事項は、漁業に使用した無動力漁船及び船外機付漁船の数を把握するものであるが、他へ貸している漁船の取扱いについての照会が報告者から寄せられたことを踏まえ、設問の説明文を変更するものである。

これについては、報告者のより正確な記入を図るものであることから、適当であると考え。

「Ⅳ 漁業経営について」－「1 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」

《回答内容の変更》

過去1年間の漁業種類のうち、販売金額が最も多かったもの、2番目に多かったものを把握していたものを、販売金額が最も多かったもののみ把握するものに変更する。

[新旧対照表：I-9ページ]

【同様の変更】

・海面漁業調査 漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）

[新旧対照表：Ⅱ-14ページ]

（審査結果）

海面漁業における過去1年間に営んだ漁業種類について、前回（2008年）調査では、販売金額が1番目及び2番目に多い漁業種類を把握していたが、農林水産省では、過去1年間に営んだ漁業種類数別の漁業経営体の割合をみると、下表のとおり、①漁業種類数が1種類とするものが5割弱、2種類とするものが約3割となっており、その合計は漁業経営体全体の8割弱を占めていること、②2種類のうち2番目に多い漁業種類は自ずと把握することが可能であるとして、販売金額が2番目に多い漁業種類の把握を取り止めるものである。

しかしながら、今回の変更について、統計の継続性の観点から、更なる検討が必要であると考え。

（論点）

1種類若しくは2種類の漁業種類を営む漁業経営体が全体の8割弱を占めているとしても、3種類以上の漁業種類を営む漁業経営体が2割以上いる中で、販売金額が2

番目に多い漁業種類の把握を取り止めることによって、利用者ニーズ等からみて、従前の調査結果と時系列比較に問題は生じないのか。

表 漁業種類数別経営体割合の推移

	1 種類	2	3	4	5	6	7 種類以上
1988年	40.8	31.5	15.6	7.1	3.1	1.3	0.6
1993年	44.6	30.2	14.6	6.6	2.7	1.0	0.4
1998年	45.8	29.6	14.8	6.2	2.5	0.8	0.3
2003年	38.5	27.5	17.1	9.5	4.5	2.0	0.9
2008年	45.0	31.5	14.8	6.0	2.0	0.6	0.2

(注) 2003年調査では、海面漁業生産統計調査(基幹統計調査)の稼働量調査の結果により代替した。その後、平成18年(2006年)には稼働量調査が廃止され、2008年の漁業センサスにおいて実施した。

「IV 漁業経営について」-「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」

《設問及び選択肢の変更》

販売金額の範囲の選択肢について、「100万～」を「100万～300万未満」といった形に変更する。

また、設問の「過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、・・・」を「過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について(消費税を含む)、・・・」に変更する。

【改正案】		【2008年調査】														
	販売金額	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円以上	1億円未満	2億円未満	5億円未満	10億円以上	
581	販売金額		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
582	うち、海面養殖		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額(消費税を含む)について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

[新旧対照表：I-15 ページ]

【同様の変更】

- ・海面漁業調査 漁業経営体調査Ⅱ(団体経営体用)

[新旧対照表：Ⅱ-25 ページ]

- ・流通加工調査 魚市場調査票

[新旧対照表：Ⅸ-6 ページ]

(審査結果)

本調査項目は、過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額を把握するものであるが、販売金額の範囲を明確に示したほうが、報告者は回答しやすいとの意見が調査員や都道府県等から寄せられたことを踏まえ、販売金額の範囲の表示方法を変更するものである。

また、設問文に「消費税を含む」を追加することについては、報告者が販売金額の記入する際の判断となり、回答しやすくなるとの意見が調査員や都道府県等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

これらについては、報告者のより正確な記入を図るものであることから、適当であると考え

(2) 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ (団体経営体用)

《報告者別の設問の案内を追加》
 報告者別の設問の案内を追加する。

<input type="checkbox"/>	「会社」の方は……………2～8ページを記入してください →
<input type="checkbox"/>	「共同経営」の方は……………2～7ページを記入してください →
<input type="checkbox"/>	「漁業協同組合」「漁業生産組合」「その他」…3～7ページを記入してください →

〔新旧対照表：Ⅱ-1ページ〕

(審査結果)

前回(2008年)調査において、団体経営体を対象とする海面漁業経営体調査では、会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用の3種類の調査票で調査を行ったところであるが、平成22年(2010年)6月に行われた、農林水産省内の行政事業レビューにおいてコスト削減に向けた努力を行う旨の指摘もあり、2013年調査の実施に向けた検討の結果、調査票をOCR(光学式文字読み取り装置)対応の仕様に変更することとしている。その変更に伴い、調査事項が類似している3種類の調査票を「団体経営体用」として統合することとしている。

このようなことから、報告者が団体経営体用の調査票に記入するに際し、調査票の冒頭に報告者別の設問の案内を追加するものである。

これについては、調査実施の効率化を図るものであることから、適当であると考え。

「共一Ⅰ 共同経営について」-「1 出資金」

《選択肢の表現変更》
 出資金の金額の範囲の選択肢について、「10万～」を「10万～30万未満」といった形に変更する。

【改正案】										【2008年調査】											
現出資金なし又は 出資金のみ	10	10	30	50	100	200	500	1,000	3,000	現出資金なし又は 出資金のみ	10	10	30	50	100	200	500	1,000	3,000		
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円		万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円		
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上		未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上		
831	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	831	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

〔新旧対照表：Ⅱ-5ページ〕

(審査結果)

本調査項目は、共同で漁業経営を行うそれぞれの経営体における出資金の金額を把握するものであるが、金額の範囲を明確に示したほうが、報告者は回答しやすいとの意見が調査員や都道府県等から寄せられたことを踏まえ、金額の範囲の表示方法を変更するものである。

これについては、報告者のより正確な記入を図るものであることから、適当であると考え。

「Ⅰ 直接行った漁業の従事者」-「1 海上作業の従事者数」

《選択肢の表現変更》
 新規就業者について、「うち、新規就業者」を「うち、過去1年以内に漁業を始めた人(新規就業者)」の表現に変更する。

【改正案】							【2008年調査】							
①	②	③ 居住地			④	⑤	⑥	(人)						
計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	同 市	一 町	其 他 の 集 団 地	其 他 の 集 団 地	県 外	計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	同 一 市 町 村	其 他 の 集 団 地	県 外	うち、 新 規 就 業 者	外国人	
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
201														

〔新旧対照表：Ⅱ-6 ページ〕

(審査結果)

本調査事項は、漁業の従事者のうち、海上作業に関わった従事者数を把握するものであるが、新規就業者の定義について明確に示したほうが、報告者は分かりやすいとの意見が調査員や都道府県等から寄せられたことを踏まえ、選択肢の表現を変更するものである。

これについては、報告者のより正確な記入を図るものであることから、適当であると考えます。

(3) 海面漁業調査 漁業管理組織調査票

「Ⅰ 11月1日現在の参加漁業経営体」-「1 管理組織に参加している経営体数」及び「2 管理を行っている漁業種類別の経営体数」

《回答方式の変更》

漁業経営体数について、実数を記入する方式（旧）から、該当範囲を選択する方式に変更する。

「1 管理組織に参加している経営体数」

【改正案】								【2008年調査】					
	10 経営体 未満	10 5 19 経営体	20 5 29 経営体	30 5 49 経営体	50 5 99 経営体	100 5 199 経営体	200 5 299 経営体	300 経営体 以上	(経営体)				
101	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	101				

「2 管理を行っている漁業種類別の経営体数」

【改正案】										【2008年調査】							
				10 5 19 経営体 未満	20 5 29 経営体	30 5 49 経営体	50 5 99 経営体	100 5 199 経営体	200 5 299 経営体	300 経営体 以上	底びき網	小型底びき網	111				
111	底びき網	小型底びき網	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	上記以外の底びき網	112					
112		上記以外の底びき網	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	船 び き 網	113					
113	船 び き 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	刺 網	114					
114	刺 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	定 置 網	115					
115	定 置 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	は え 縄	116					
116	は え 縄		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	釣	117					
117	釣		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	採 貝 ・ 採 藻	118					
118	採 貝 ・ 採 藻		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	そ の 他 の 漁 業	119					
119	そ の 他 の 漁 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	海 面 養 殖 業	120					
120	海 面 養 殖 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	上 記 以 外 の 漁 業	121					
121	漁 業 種 類 不 特 定		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧							

〔新旧対照表：Ⅲ-2 ページ〕

(審査結果)

本調査事項は、漁業管理組織に参加している漁業経営体数を把握するものであるが、従来の

実数値の記入方式から、該当する規模別による選択方式に変更するものである。

これについて、農林水産省では、これまでの漁業経営体数の実数値は、集計時において、今回変更しようとしている規模別に集計し、結果を公表していること、また、過去の管理組織に参加漁業経営体数の規模別の構成比を見ても、以下のとおり大きな変動がないとしている。

表 管理組織に参加している漁業経営体数の規模別割合

	計	(%)							
		10経営体未満	10～20	20～30	30～50	50～100	100～200	200～300	300経営体以上
1998年	100	12.9	20.4	14.0	17.0	18.5	10.1	3.5	3.6
2003年	100	12.2	19.3	14.9	17.4	17.7	10.4	4.3	3.8
2008年	100	14.0	20.5	12.9	18.1	16.7	9.6	3.6	4.6

また、現在の規模別の集計は、結果利用の利便性の観点から、個々の漁業管理組織に参加している漁業経営体数の実数値を基に行っているものとする。

しかしながら、今回の変更では、現在の公表結果の規模別の把握に限定されたものとなるため、更なる検討が必要であるとする。

(論点)

漁業管理組織に参加している漁業経営体数の把握について、今後、利用者ニーズ等に応じて、規模別による検証・分析を行うことが可能とする余地を残す必要はないのか。従前の実数値の把握から、規模別の把握に変更することは適当か。

なお、OCR対応化された様式でも実数記入の調査事項がみられるところである。

(4) 内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅰ (個人経営体用)

〈設問の案内の追加〉

調査票の第1面において、報告者別の設問の案内を追加する。

すべての方が……………2及び3ページを記入してください →

湖沼で漁業(採捕又は養殖業)を行った場合は…4及び5ページを記入してください →

湖沼及びその他の内水面において、養殖業を行った場合は…6及び7ページを記入してください →

[新旧対照表：V-1ページ]

(審査結果)

本調査事項に関連した報告者別の記入の案内については、従来は調査票内に案内文として表示していたが、調査票の1頁目に整理した方が、報告者にとっても、分かりやすいとの意見が調査員等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

これらについては、報告者のよりの確かな記入を図るものであることから、適当であるとする。

「Ⅱ 湖沼漁業」 - 「3 漁業種類」

《回答方法の変更》

設問文について、「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」としてください。」を「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください。」に変更する。

[改正案]			にの営の一販 すんに位売 ○すだ○の金 べても印も額	
231	網漁業	底びき網・船びき網	①	①
232		刺網	①	②
233		定置網	①	③
234		投網	①	④
235		その他の網漁業	①	⑤
236	その他の漁業	釣・はえ縄	①	⑥
237		採貝・採藻	①	⑦
238		籠類	①	⑧
239	その他の漁業	①	⑨	
240	養殖業	魚類養殖	①	⑩
241		その他の養殖	①	⑪

[2008年調査]		
網漁業	底びき網・船びき網	231
	刺網	232
	定置網	233
	投網	234
	その他の網漁業	235
その他の漁業	釣・はえ縄	236
	採貝・採藻	237
	籠類	238
	その他の漁業	239
養殖業	魚類養殖	240
	その他の養殖	241

[新旧対照表：V-7ページ]

【同様の変更】

・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）

[新旧対照表：VI-3ページ]

(審査結果)

調査票をOCR仕様に変更することに伴い、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

「Ⅱ 湖沼漁業」 - 「4 魚種」

《回答方法の変更》

設問文について、「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」としてください。」（旧）を「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください。」に変更する。

[改正案]			にの営の一販 すんに位売 ○すだ○の金 べても印も額		
251	魚類	こい	①	①	
252		ふな	①	②	
253		あゆ	①	③	
254		うぐい・おいかわ	①	④	
255		わかさぎ	①	⑤	
256		さけ・ます類	①	⑥	
257		しらうお	①	⑦	
258		うなぎ	①	⑧	
259		はぜ類	①	⑨	
260		その他の魚類	①	⑩	
261		貝類	しじみ	①	⑪
262			その他の貝類	①	⑫
263		動水物類	えび類	①	⑬
264			あみ類	①	⑭
265		類産	その他の水産動物類	①	⑮
266			その他	①	⑯

[2008年調査]			
魚類	こい	251	
	ふな	252	
	あゆ	253	
	うぐい・おいかわ	254	
	わかさぎ	255	
	さけ・ます類	256	
	しらうお	257	
	うなぎ	258	
	はぜ類	259	
	その他の魚類	260	
	貝類	しじみ	261
		その他の貝類	262
	動水物類	えび類	263
		あみ類	264
	類産	その他の水産動物類	265
		その他	266

[新旧対照表：V-8ページ]

【同様の変更】

- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）
〔新旧対照表：VI-4 ページ〕

（審査結果）

調査票をOCR仕様に変更することに伴い、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考えます。

「Ⅱ 湖沼漁業」－「5 過去1年間の漁獲物の販売金額」

＜設問及び選択肢の変更＞

販売金額の範囲の選択肢について、「10 万～」を「10 万～30 万未満」といった形に変更する。

また、設問の「過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収穫物を含む）の販売金額について、・・・」（旧）を「過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収穫物を含む）の販売金額について（消費税を含む）、・・・」に変更する。

〔改正案〕												〔2008年調査〕													
販売金額なし	10	10	30	50	100	300	500	1,000	2,000	5,000	1	販売金額なし	10	10	30	50	100	300	500	1,000	2,000	5,000	1		
	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	億円以上		万円未満	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	億以上		
271	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	271	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

5 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収穫物を含む）の販売金額（消費税を含む）について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

5 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収穫物を含む）の販売金額について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

〔新旧対照表：V-9 ページ〕

【同様の変更】

- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅰ（個人経営体用）
〔新旧対照表：V-11 ページ〕
- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）
〔新旧対照表：VI-5 ページ〕
- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）
〔新旧対照表：VI-7 ページ〕

（審査結果）

本調査項目は、過去1年間の漁獲物の販売金額を把握するものであるが、販売金額の範囲を明確に示したほうが、報告者は回答しやすいとの意見が調査員等から寄せられたことを踏まえ、販売金額の範囲の表示方法を変更するものである。

また、設問文に「消費税を含む」を追加することについても、報告者が販売金額の記入する際の判断となり、回答しやすくなるとの意見が調査員等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

これらについては、報告者のよりの確な記入を図るものであることから、適当であると考え

「Ⅲ 内水面養殖業」-「3 養殖種類」-「(1) 過去1年間の養殖種類別の施設面積・使用面積」

《回答方法の変更》

設問文について、「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」としてください。」(旧)を「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください。」に変更する。

[改正案]				[2008年調査]			
No.	品名	施設面積	使用面積	No.	品名	施設面積	使用面積
		万平方メートル	万平方メートル			万平方メートル	万平方メートル
331	にじます			331	にじます		
332	その他ます類			332	その他ます類		
333	あゆ			333	あゆ		
334	こい			334	こい		
335	ふな			335	ふな		
336	うなぎ			336	うなぎ		
337	すっぱん			337	すっぱん		
338	海水魚種(ひらめ等)			338	海水魚種(ひらめ等)		
339	その他			339	その他		
340	ます類			340	ます類		
341	あゆ			341	あゆ		
342	こい			342	こい		
343	その他			343	その他		
344	錦ごい			344	錦ごい		
345	きんぎょ			345	きんぎょ		
346	真珠			346	真珠		

[新旧対照表：V-12 ページ]

【同様の変更】

- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ (団体経営体用)

[新旧対照表：VI-8 ページ]

(審査結果)

調査票をOCR仕様に変更することに伴い、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考え

「Ⅲ 内水面養殖業」-「4 養殖方法」

《回答方法の変更》

設問文について、「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは「①」としてください。」を「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください。」に変更する。

[改正案]				[2008年調査]			
No.	品名	養殖池数	養殖面積	No.	品名	養殖池数	養殖面積
		(網いけす数、養殖池の区画数)	万平方メートル			(網いけす数、養殖池の区画数)	万平方メートル
351	池中養殖 止水式			351	池中養殖 止水式		
352	流式			352	流式		
353	循環式			353	循環式		
354	ため池養殖			354	ため池養殖		
355	網いけす養殖			355	網いけす養殖		
356	その他養殖			356	その他養殖		

[新旧対照表：V-13 ページ]

【同様の変更】

- ・内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査Ⅱ（団体経営体用）
〔新旧対照表：VI-9 ページ〕

（審査結果）

調査票をOCR仕様に変更することに伴い、報告者に対し、適切な記入を促すとともに、よりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

（5） 内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

《設問の案内の追加》

調査票の第1面において、報告者別の設問の案内を追加する。

- 湖沼で漁業(採捕又は養殖業)を行った場合は…2及び3ページを記入してください →
- 湖沼及びその他の内水面において、養殖業を行った場合は…4及び5ページを記入してください →

〔新旧対照表：VI-1 ページ〕

（審査結果）

本調査事項に関連した報告者別の記入の案内については、従来は調査票内に案内文として表示しているが、調査票の1頁目に整理した方が、報告者にとっても、分かりやすいとの意見が調査員等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であると考え。

（6） 流通加工調査 魚市場調査票

「3 魚市場における過去1年間の取扱高及び水産物取扱金額」

《設問の変更》

設問の「金額欄に水産物取扱金額を記入してください。」を「金額欄に水産物取扱金額（消費税を含む）を記入してください。」に変更する。

併せて、水産物取扱数量の「総数」欄に「水揚量」と「搬入量」の合計量を記載する形に変更する。

		[改正案]										[2008年調査]										
		万 千 百 十 (トン)										万 千 百 十 (トン)										
121	総数 ①+②	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	121										
122	数 うち、活魚	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	122										
123	水揚量 ①	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	123										
124	量 搬入量 ②	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	124										
125	うち、輸入品	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	125										
		億 千 万 百 十 万 千 百 十 (円)										億 千 万 百 十 万 (万円)										
126	金 総 額	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	126										
127	額 うち、活魚	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	127										
128	額 うち、輸入品	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	128										

〔新旧対照表：VIII-2 ページ〕

（審査結果）

本調査事項は、魚市場における過去1年間の取扱高及び水産物取扱金額について把握するものであるが、設問文に「（消費税を含む）」を追加することについては、報告者が取扱金額の記入する際の判断となり、記入しやすくなるとの意見が調査員等から寄せられたことを踏まえ変更するものである。

また、同様に、報告者の記入のしやすさを考慮し、水産物取扱数量の「総数」欄に「水揚量」と「搬入量」の合計量を記載する形に変更する。

これらについては、報告者のより正確な記入を図るものであり、適当であるとする。

(7) 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

「Ⅲ 水産加工場」-「1 過去1年間で生産した水産加工品の生産量」

《回答品目の細分化》

水産加工品の生産量の把握を、21種類から68品目に細分化する。

〔改正案〕

301 生産量		301 生産量	
万千百十kg		万千百十kg	
①	かまぼこ類	①	凍干しいわし
②	魚肉ハム・ソーセージ類	②	凍干しらす
③	かにか類	③	凍干しいわし
④	その他	④	凍干しほたて
⑤	水産物漬物	⑤	その他
⑥	凍干するめ	⑥	凍干いわし
⑦	凍干しいわし	⑦	凍干きりたんぽ
⑧	その他	⑧	凍干たらこ
⑨	凍干しいわし	⑨	凍干さんま
⑩	凍干しあじ	⑩	その他
⑪	凍干しさんま	⑪	凍干しさば
⑫	凍干しさば	⑫	凍干しかれい
⑬	凍干しかれい	⑬	凍干しほたて
⑭	凍干しほたて	⑭	その他
⑮	その他	⑮	その他

301 生産量		301 生産量	
万千百十kg		万千百十kg	
①	かつお節	①	凍干さんま
②	節	②	凍干たらこ
③	きりたんぽ	③	凍干さんま
④	その他	④	凍干たらこ
⑤	かつお	⑤	凍干さんま
⑥	けずり	⑥	凍干たらこ
⑦	その他	⑦	凍干さんま
⑧	塩いり	⑧	凍干たらこ
⑨	その他	⑨	凍干さんま
⑩	水産物漬物	⑩	凍干たらこ
⑪	その他	⑪	凍干さんま
⑫	水産物漬物	⑫	凍干たらこ
⑬	その他	⑬	凍干さんま
⑭	水産物漬物	⑭	凍干たらこ
⑮	その他	⑮	凍干さんま
⑯	水産物漬物	⑯	凍干たらこ
⑰	その他	⑰	凍干さんま
⑱	水産物漬物	⑱	凍干たらこ
⑲	その他	⑲	凍干さんま
⑳	水産物漬物	⑳	凍干たらこ
㉑	その他	㉑	凍干さんま

〔2008年調査〕

生産量		生産量	
301		301	
万千百十kg		万千百十kg	
①	冷凍水産物	①	くん製品
②	缶・びん詰	②	節製品
③	寒天	③	塩辛類
④	油脂	④	水産物漬物
⑤	かまぼこ類	⑤	水産物漬物
⑥	魚肉ハム・ソーセージ類	⑥	水産物漬物
⑦	冷凍食品	⑦	調味加工品
⑧	凍干食品	⑧	調味加工品
⑨	塩干食品	⑨	調味加工品
⑩	煮干食品	⑩	調味加工品
⑪	塩蔵品	⑪	調味加工品
		⑫	調味加工品
		⑬	調味加工品
		⑭	調味加工品
		⑮	調味加工品
		⑯	調味加工品
		⑰	調味加工品
		⑱	調味加工品
		⑲	調味加工品
		⑳	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品
		㉒	調味加工品
		㉓	調味加工品
		㉔	調味加工品
		㉕	調味加工品
		㉖	調味加工品
		㉗	調味加工品
		㉘	調味加工品
		㉙	調味加工品
		㉚	調味加工品
		㉛	調味加工品
		㉜	調味加工品
		㉝	調味加工品
		㉞	調味加工品
		㉟	調味加工品
		㊱	調味加工品
		㊲	調味加工品
		㊳	調味加工品
		㊴	調味加工品
		㊵	調味加工品
		㊶	調味加工品
		㊷	調味加工品
		㊸	調味加工品
		㊹	調味加工品
		㊺	調味加工品
		㊻	調味加工品
		㊼	調味加工品
		㊽	調味加工品
		㊾	調味加工品
		㊿	調味加工品
		㉑	調味加工品

であるが、今回の変更は、漁業センサス実施年においては、水産物流通調査を休止するとともに、漁業センサスにおける水産加工物の 21 項目の内容を 68 項目に細分化するものである。

しかしながら、全ての水産加工場における水産加工物について、品目別・都道府県別生産量をきめ細かい実態を把握することについて、報告者負担等との関係で、更なる検討が必要であると考えられる。

(注) 水産物流通調査は、産地水産物用途別出荷量調査票、冷蔵水産物在庫量調査票、水産加工（陸上）調査票の 3 つの調査票で構成されている。

漁業センサスで把握した母集団となる事業所（約 10,000 事業所）のうち、加工種類別生産量の上位 85% を占める事業所（約 3,500 事業所）に報告を求めている。

(論点)

① 本年 7 月に実施された 2013 年漁業センサス試行調査では、以下の 2 つの方法について試行している。

ア 水産加工（陸上）調査票による調査を漁業センサス実施年は休止とし、その代替として、漁業センサスにおいて、水産加工（陸上）調査票による調査の報告者となっている事業所については、把握する水産加工品の種類を 68 品目とし、その他の事業所については、把握する水産加工品の種類を 21 品目とする方法

イ 水産加工（陸上）調査票による調査を漁業センサス実施年は休止とし、その代替として、漁業センサスにおいて、把握する水産加工品の種類を 21 品目から 68 品目に細分化する方法

これらの試行調査結果を踏まえ、今回、イの方法により実施することとした理由等は何か。

② そもそも全ての水産加工場を対象に、水産加工品 68 品目を把握することとしているが、生産量、販売額などの観点から、国として行政施策等を実施する上で把握しなければならない必要性は何か。

③ 報告者負担等の軽減を図る観点から、調査対象品目数について見直しを行う余地はないのか。

④ 今回の変更に伴い、結果表の表章については、どのような見直しを行うこととしているのか。

「Ⅲ 水産加工場」－「4 過去 1 年間の事業所における原材料の仕入れ状況」－「(1) 原材料に占める国産品の割合」

《選択肢の並びの変更》

選択肢の階層の順序を変更する。また、割合の範囲について、「30%～」を「30～50%未満」といった形に変更する。

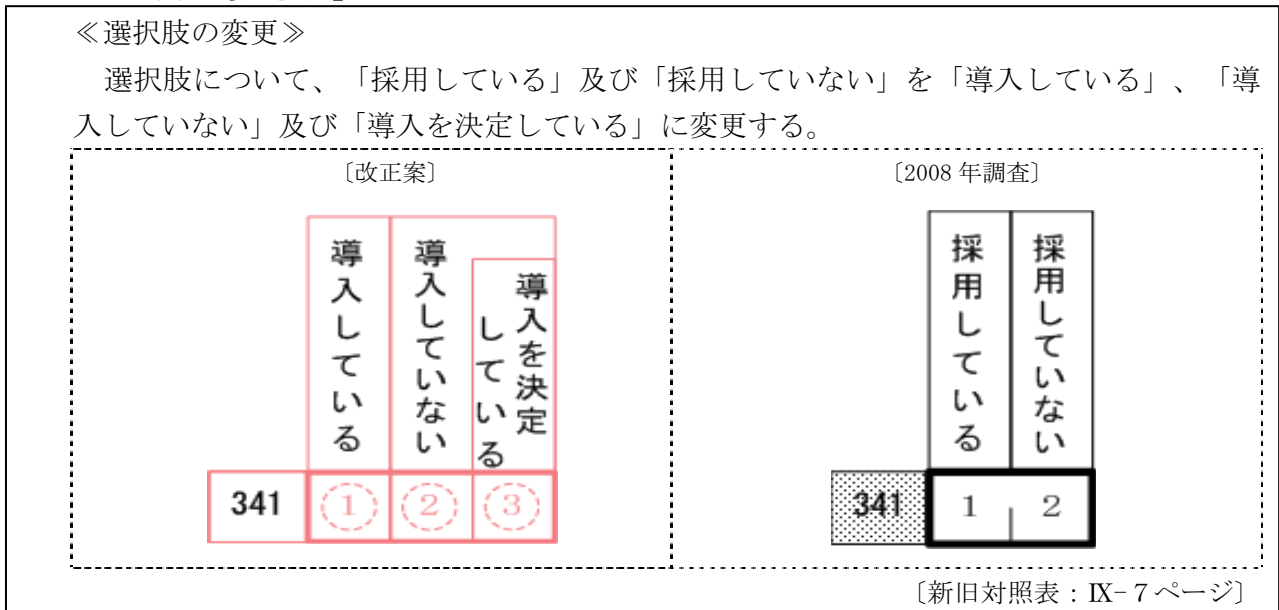
〔改正案〕						〔2008 年調査〕						
	すべて国産	70%以上	50% 50%未満	30% 50%未満	30%未満	すべて国産品	30%未満	30% 50%未満	50% 50%未満	70%以上	すべて国産品	
331	①	②	③	④	⑤	⑥	1	2	3	4	5	6

(審査結果)

本調査事項は、過去1年間における水産加工品の原材料に占める国産原材料の仕入割合を把握するものであるが、前回調査において、設問では国産品の原材料の割合を聞いている内容となっているが、選択肢の配列では輸入品の割合を聞いているようにも捉えられ、誤解を招くとの調査員等からの意見を踏まえ、選択肢の配列を変更するものである。

これについては、報告者のよりの確な記入を図るものであり、適当であるとする。

「Ⅲ 水産加工場」-「5 製品製造の工程管理内容について」-「(1) 事業所における HACCP 手法の導入状況」



(審査結果)

本調査事項は、前回調査では、水産加工場におけるHACCP^(注)手法に基づく製造工程管理の採用状況を把握することとし、新規項目として追加したものであるが、今回の変更は、水産基本計画（平成24年3月23日閣議決定）に基づき、消費者に対し、安全・安心な水産物の安定供給を図るために、効率的なHACCP導入推進施策の立案に加え、輸出も視野に入れたHACCPの認定の取得等による市場や加工施設等の品質・衛生管理体制の向上の支援を行うことから、全ての水産加工場におけるHACCP手法の導入状況を把握するものである。

しかしながら、HACCP手法の導入状況については、行政機関（国、地方公共団体）による認証、業界団体によって認証を受けている事業所は調査によらず、当該行政機関等への照会によって把握が可能であることから、今後の把握方法については更なる検討が必要であるとする。

(注) HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点)とは、食品を製造する際に工程上の危害を起す要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法である。従来の最終製品の検査や場当たりのチェックといった衛生管理とは異なり、食品の製造において原材料から最終製品に至る一連の工程が管理対象になり、どこの工程でどのような危害が発生するかをあらかじめチェックし、それを防止するための監視、管理基準を定め、すぐに確認できる方法で測定・記録し、得られた結果について即刻対処できるように手順を定めるもので、衛生的で安全な食品を製造し、消費されるための衛生管理システムである。

(論点)

- ① HACCP手法の導入状況については、行政機関（国、地方公共団体）による認証、業界団体による認証を受けている事業所は、調査によらず、当該行政機関等への照会によって把握

握が可能と考えられることから、報告者負担等の軽減の観点からも、調査内容について精査する必要があるのではないか。

- ② 導入していないが、導入を決定している場合、2、3の両方に印を付けるのか、3のみに印を付けるのか、現行の記載では明らかではない。仮に3のみの記入であれば、その旨の説明が必要ではないか。

「Ⅲ 水産加工場」-「5 製品製造の工程管理内容について」-「(2) HACCP 手法を導入している理由」

《選択肢の変更》

「製品の高付加価値化」を「製品の高付加価値化のため」に変更する。

[改正案]					[2008年調査]				
	製品の高付加価値化のため	事故等のリスク削減のため	輸出先の基準を満たすため	その他		製品の高付加価値化	事故等のリスク削減のため	輸出先の基準を満たすため	その他
342	①	①	①	①	342	1	2	3	4

[新旧対照表：IX-8ページ]

(審査結果)

本調査事項は、HACCP 手法を導入している理由について把握するものであるが、選択肢の表現を統一する変更であり、適当であると考えます。

2 調査票の統合（海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用））

海面漁業調査の漁業経営体調査票のうち、「会社用」、「漁業協同組合等用」及び「共同経営用」について、「団体経営体用」として統合する。

統合に合わせて、調査票の第1面において、漁業経営体別の設問の案内を追加する。

改正案（統合後）	2008年漁業センサス調査（統合前）		
<p>【団体経営体用】</p>  <p>調査対象の区分を追加</p>	<p>【会社用】</p> 	<p>【漁業協同組合・漁業生産組合用】</p> 	<p>【共同経営用】</p> 

〔新旧対照表：Ⅱ-1 ページ〕

（審査結果）

海面漁業調査のうち漁業経営体調査においては、前回調査では、経営主体の種別等別に作成された①漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）、②漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合・漁業生産組合用）、③漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）の3種類の調査票が使用されていたが、主要な調査事項（漁業従事者、使用漁船、漁業経営、養殖施設の状況等）が共通していることから、「漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）」に統合し、1種類の調査票に統合することとしている。

これについては、統合した調査票の1面において、それぞれの経営体が回答するページが表示されており、紛れがないものとなっていること、また、調査実施の効率化等の観点から、適当であると考えます。

3 調査時期の変更

流通加工調査（魚市場調査票、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）の調査期日について、従来の調査実施年の11月1日現在から、調査実施年翌年の1月1日現在に変更する。

（審査結果）

本調査の調査基準日については、従前は全ての調査票について、11月1日としていた。

今回、本調査の調査票のうち、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票については、水産物流調査（一般統計調査）との重複是正等を図る観点から、本調査実施年度には、水産物流調査の実施を休止に伴い、水産加工品の品目を68項目に細分化するとともに、調査期日を調査実施年翌年1月1日に変更することとしている。

これまで毎年実施していた水産物流通調査は、調査実施年の前年の水産加工品における生産量を把握しており、これらの調査結果は、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づく水産加工施設の改良等に必要な資金（水産加工資金）の融通を行う際の審査資料^(注)や食料需給表の作成等に利用されている。

これを、漁業センサスの調査期日である11月1日にあわせて調査を実施した場合には、水産加工品における暦年の生産量を把握可能とする時期は、約2年前の実績を把握することとなるため、水産加工品における生産量のデータとしては、できるだけ近い期間に係る取引状況の報告が求められることから、調査実施年の翌年1月1日に変更する。

また、魚市場調査票については、暦年で業務管理を行っている者が多いこと、本調査票で把握する水産物卸売業者等の人数と冷凍・冷蔵、水産加工場調査票で把握する冷凍・冷蔵庫の利用者の人数が関連していることなどから、調査基準日を調査実施年の11月1日から調査実施年の翌年1月1日に変更する。

しかしながら、今回から、このことにより漁業センサスにおける調査時期が11月と調査実施翌年の1月に分けて実施することについて、調査の効率的な実施等の観点から、更なる検討が必要であると考ええる。

(論点)

従前は、すべての調査票について、同一の調査時期（11月1日）に実施していたが、今回は、調査時期を11月1日と調査実施翌年の1月1日に分けて実施することについて、調査の効率性等との観点から下記の点について検討の必要があるのではないか。

- ① 調査時期が2つに分かれることから、調査の実施における業務が輻輳するため、紛れないようにどのような措置が検討されているのか。
- ② また、調査全体のスケジュールにおいて、異なる調査時期の調査実施に係る事務の流れは紛れないものとなっているのか。
- ③ 従前の調査結果との時系列比較に問題は生じないのか。

(注) 水産加工資金に係る融資の申し入れの際に、加工業者から提出される水産加工施設改善計画書の加工製品生産計画の中の製品数量の妥当性等の審査において、水産物流通調査の調査結果（都道府県別の品目別生産量や当該地域における加工製品の都道府県別シェア等）を利用している。

4 調査方法の変更

(1) OCR対応調査票の導入

情報処理技術等の活用による効率化の観点から、OCR対応調査票を導入する。

(審査結果)

本調査の調査票については、調査票の記入内容を外注によるパンチ入力を行っていたところであるが、情報処理技術等の活用による効率化の観点から、全調査票についてOCR（光学式読取り装置）対応調査票に変更^(注)することとしている。

これについては、集計作業の負担軽減、処理時間の迅速化等が図られるとしているが、更なる検討が必要であると考ええる。

(注) 平成22年度行政事業レビュー（平成22年6月実施）における調査経費削減に向けた取組として、情報処理技術等の活用による効率化の観点から、調査票のOCR対応調査票の導入について指摘されている。

(論点)

- ① 調査票のOCR化により、従来、人が入力していた際に行っていた検査チェックが行わ

れなくなることはないのか。

- ② OCRの読み取りは、どの程度正確なものか、読み取り困難なケースはどのように対処するのか。
- ③ 調査結果の公表時期については、従前と同様となっているが、調査票のOCR対応により、これまでの調査票の入力（パンチ入力）に係る時間が短縮されることが見込まれるため、処理時間の迅速化の観点から、さらなる早期化を図る必要があるのではないか。

（２）コールセンターの設置

本調査に関する報告者等からの照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置する。

（審査結果）

調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置することとしている。

コールセンターは、報告者全てに対応するものであり、調査全般にかかる照会を一元的に事に対応するものであり、調査方法の一部変更等における地方公共団体（都道府県及び市区町村）における照会対応業務等が増加することを踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減を図るものであり、調査の円滑な実施に資するものであるが、実施に当たって留意すべき点などについて確認しておくことが必要であると考え。

（論点）

- ① 2008年調査時における調査実施期間中における照会対応等の実績についてはどのようになっているのか。
- ② 初めてコールセンターを設置するに当たり、設置、運営等について、どのような検討がなされているのか。

5 集計事項の変更

調査票の調査事項の変更に伴い、具体的にどのような情報が新たに提供されることとなり、どのような分析が可能となるのかといったことについて、確認しておく必要がある。

（論点）

今回の調査事項の追加等の変更に伴い、結果表の表章（様式）は具体的にどのようなものになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の結果表と変更後の様式のイメージはどのようなものとなるのか。

（例）

- ・ 漁業を行った人の経営主との続柄
〔海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅴ（個人経営体用）〕
- ・ 漁業経営における販売金額が2番目に多かったもの
〔海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）
海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）〕
- ・ 水産加工場における生産品目及び製品製造の工程管理（HACCP手法の導入）等
（冷凍・冷蔵、水産加工場調査票）

6 内水面漁業経営体調査（個人経営体）の在り方等に関する検討

内水面漁業経営体調査（個人経営体）について、2008年漁業センサスの調査結果をみると、海面漁業及び内水面漁業の個人経営体の合計は約115,000経営体（2008年結果）となっており、そのうち、内水面漁業経営体（約5,500）の占める割合は、約5%という実態となっており、その結果利用については、更なる検討が必要と考える。

（論点）

- ① 2008年漁業センサスの調査結果をみると、内水面漁業経営体（約5,500）の占める割合は、約5%という実態となっており、どこまでの経営規模、販売金額規模等までを調査対象とすることが必要なのか。
- ② また、行政施策等への利用の面からどこまで必要なのか。

7 課題として指摘されている事項等への対応状況

○ 前回答申における今後の課題への対応状況

2 今後の課題

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考え。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。

○ 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応状況

（具体的な措置、方策等）

漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。

（実施時期）

次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。

（審査結果）

前回答申（「諮問第2号答申 平成20年に実施される漁業センサスの計画について」（平成20年1月21日府統委第33号））を受け、農林水産省では、前回調査以降、漁船登録データの利用可能性を検証するため、9市町において、前回調査の調査対象名簿等と当該データの突合作業を行った。その結果、①漁業経営体の所在地の表記の相違等から照合が可能なものは全体の4割程度であること、②機械的に照合することが困難なため、照合作業に多くの時間と労力を要すること等から、当該データを調査の代替として活用することは困難としている。

このため、農林水産省は、調査実施に先駆けて行う調査対象名簿の作成において、新規の漁業経営体の捕捉率の向上の観点から、農林水産省から当該名簿の送付を受けた都道府県は、

原則として、これを市町村に送付する前に、新規の漁業経営体の捕捉に活用することとしているが、さらなる検討が必要と考える。

(論点)

漁船登録データの保有状況及び当該データの機械処理の可能性に係る検討結果を踏まえ、新規の漁業経営体の捕捉に活用することとしているが、代替として当該データの活用が困難とされている問題に対して、今後どのような対応策を講じることが可能なのか。

8 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応

一般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県については、日本国内の水揚量の約1割弱^(注)を占め、本調査においても重要な地域となっている。一方、これらの県における水産業は、復興の途上にあることから、このような状況にも配慮した調査の実施が求められている。

(注) 海面漁業生産統計調査 平成22年漁業・養殖業生産統計結果による。

(論点)

- ① 東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県について、本調査の実施に当たり、特に調査困難な地域については、被災地の負担を最小限とするためにどのような対応を検討しているのか。
- ② また、本センサスが、復旧・復興に欠かせない統計調査として実施することの目的や必要性について明確にし、被災地の方々を含め、国民の理解が得られるよう、十分な周知を行う必要があるのではないのか。

II 基幹統計の指定の変更(名称の変更)

「漁業センサス」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計調査である漁業センサスの結果によって作成される基幹統計の名称を「漁業センサス」から適切な名称(案：漁業構造統計)に変更する。

(論点)

基幹統計調査は、公的統計の中核をなす「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査であり、このため、報告者に対し、報告義務が課しており、調査の結果は当該基幹統計の全部又は一部として公表される。

このような中で、農林水産省が実施する基幹統計調査の調査結果である基幹統計の名称については、紛れが生じない適切な名称とすべきであり、既存の基幹統計の名称との関係を含め、検討することが必要と考える。

なお、基幹統計の名称について、案の「漁業構造統計」以外に、「水産業構造統計」といった名称についてはどうか。

(注) 水産業は、一般には水産物を取り扱う業種の総称をいい、「漁業」と混同されやすいが、「水産業」という場合には漁業のほかに水産加工業など水産物を利用する産業が含まれる。

(参考) 基幹統計等の名称の例

基幹統計の名称	経済構造統計	農林業構造統計
基幹統計調査の名称	経済センサス	農林業センサス